

◎新潟県告示第383号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和8年5月1日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和8年2月13日	笠井 修明	第14340号	申請
令和8年3月13日	関崎 貴志	第16992号	死亡
令和8年3月13日	小川 政之	第14211号	死亡